

業務監査報告書

(自 平成 25 年 1 月 1 日)
至 平成 25 年 12 月 31 日)

平成26年4月30日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

理事長 郡 篤 孝 殿

有限責任監査法人 トーマツ

業務責任者 社員 鈴木 浩
公認会計士



当監査法人は、貴法人よりご依頼のありました「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下、「法」という。）第92条に定める資金管理業務を行う法人（以下「資金管理センター」という。）の業務、法第105条に定める再資源化等業務を行う法人（以下「再資源化支援部」という。）の法第98条に定める特定再資源化預託金等の出えんを受けて行う法第106条第3号の業務（以下「第3号業務」という。）及び法第114条に定める情報管理業務を行う法人（以下「情報管理部」という。）の業務にかかる業務監査を、貴法人ご了解のうえ業務監査に関連した「調査」として実施いたしましたので、以下のとおりご報告申し上げます。

業務監査につきましては、法第94条に定める「資金管理業務規程」第30条において監査法人により実施されるものとされ、貴法人の内部監査規程の第4条 監査の種類の規定において、「業務監査とは、各部門の業務運営が法令、定款及び本財団内の諸規程に従い適正かつ効率的に執行されたか否か並びに業務管理のための組織、制度及び手続が妥当であるかを監査するものとする。」と定められています。一方、業務監査には財務諸表監査のように一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準のような権威ある団体により公表された実施基準等が存在しません。従って、当監査法人は貴法人ご了解のうえ貴法人から委託を受けた業務監査を保証業務ではなく業務監査に関連した「調査」として実施し、当該調査結果を業務監査報告書としてご報告することといたしました。

当監査法人が実施した本調査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準に準拠するものではなく、会計処理及び管理制度等の信頼性を保証することを目的としたものでもありません。即ち、調査対象とした業務に係る業務運営が法令、定款及び貴法人内の諸規程に従い適正かつ効率的に執行されたか否か並びに業務管理のための組織、制度及び手続が妥当であるかについて、いかなる保証を与えるものではありません。

また、本報告書は、貴法人の業務を網羅的に調査した結果ではありません。更に、調査範囲や調査内容については、事前に貴法人関係部署各位と打合せを行い決定しており、調査範囲の拡大等を行った場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性があります。

なお、本報告書は、貴法人の内部管理に利用する目的並びに資金管理業務諮問委員会、監事及び理事会への報告目的として作成されたものであり、当監査法人の了解なしに、他の目的に利用されないものと理解しております。

本報告書作成に当たり、関係部署各位のご協力を得ましたことを改めてお礼申し上げます。

目 次

. 調 査 の 概 要	1
1 . 調 査 の 目 的 (業 務 監 査 と 当 該 調 査 の 関 係 と 目 的 に つ い て)	1
2 . 調 査 の 対 象	1
3 . 調 査 の 方 法	1
4 . 調 査 の 対 象 期 間	1
5 . 調 査 の 実 施 期 間	2
. 調 査 結 果	3
1 . 預 託 金 等 (リ サ イ ク ル 料 金) の 収 受 業 務 の 調 査	3
2 . 支 払 業 務 の 調 査	1 7
3 . 資 金 運 用 の 調 査	3 1
4 . 資 金 管 理 法 人 (資 金 管 理 セ ン タ ー) の 一 般 管 理 に 係 る 調 査	3 5
5 . 再 資 源 化 支 援 部 の 調 査	3 8
6 . 情 報 管 理 部 の 調 査	4 0

． 調 査 の 概 要

1 ． 調 査 の 目 的（ 業 務 監 査 と 当 該 調 査 の 関 係 と 目 的 に つ い て ）

業務監査は、法第94条に定める「資金管理業務規程」第30条において監査法人により実施されるものと定められているが、財務諸表監査のように一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準のような、権威ある団体により公表された実施基準等が業務監査については存在しないため、当監査法人は、貴法人ご了解のうえ業務監査を保証業務としてではなく業務監査に関連した「調査」として実施し、当該調査結果を業務監査報告書としてご報告することとした。

2 ． 調 査 の 対 象

公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」という。）における資金管理センター及び再資源化支援部並びに情報管理部。

なお、資金管理センターにおいて使用されているリサイクルシステム等のコンピュータシステム及び資金管理センターの業務の一部を行っているコンタクトセンターは調査対象外である。

3 ． 調 査 の 方 法

調査範囲や調査内容については、事前に貴法人関係部署各位と打合せを行い決定しており、貴法人の業務を網羅的に調査したものではない。

基本的な調査は、資金管理センターでの收受・運用・支払業務及び一般管理等、再資源化支援部での第3号業務及び情報管理部の業務について、関連部署の責任者へのヒアリング及び関連部署の責任者より入手した証憑間の照合により行う。

調査対象外とされたリサイクルシステム等のコンピュータシステムから出力された帳票は正しいものとして調査を行っている。また、調査対象外とされたコンタクトセンターにおける業務についても適切に実施されていることを前提として調査を実施している。

なお、サンプルは、特段の説明が記されている場合を除き、JARCとの協議により選定されている。

4 ． 調 査 の 対 象 期 間

平成25年1月1日から平成25年12月31日

5. 調査の実施期間

平成25年12月9日から平成26年4月30日

<本報告書利用に当たっての留意事項>

本調査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準に準拠するものではなく、会計処理及び管理制度等の信頼性を保証することを目的としたものではない。

本調査に係る調査範囲や調査内容については、事前に貴法人関係部署各位と打合せを行い決定しており、資金管理センター、再資源化支援部及び情報管理部のすべての業務を対象としたものではなく、調査対象とした業務についても、業務の適切性や信頼性等についていかなる保証を与えるものではない。調査範囲の拡大等を行った場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性がある。

本報告書の調査結果に記載された内容は、何らかの規準に照らして判断したのではなく事前に貴法人関係部署各位と打合せを行い決定した調査手続の実施結果を記載したものであり、意見又は結論の表明を行っているものではない。

本報告書は、貴法人の内部管理に利用する目的並びに資金管理業務諮問委員会、監事及び理事会への報告目的として作成されたものであり、この報告目的以外に利用された場合に生じる結果に対して当監査法人はいかなる責任を負うものではない。

調査結果

1. 預託金等（リサイクル料金）の收受業務の調査

調査項目

預託金の收受

調査内容

(1) リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセス（防衛省と自治体を除く）

調査方法

【自動車メーカー・インポーター経由（新車時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（メーカー収納）と各月の「メーカー収納 入金確定情報」の合計金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの「メーカー収納 入金確定情報」からサンプルを毎月1件抽出し、銀行からの「入出金明細照会」と照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

【並行輸入（新車時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（払込票郵送型収納）と当該基礎データである各月の「集計表V.4」（並行輸入の元データ）について、各月の合計金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの「集計表V.4」（並行輸入の元データ）からサンプルを毎月1件抽出し、「振替受払通知票」、「並行輸入 入金明細表」と照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

【口座引落収納（引取時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（口座引落し収納）と当該基礎データである「明細情報 口座引落」について、各月の合計金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までのリサイクル料金の収納代行業者からの「JCB（口座引落）振込通知」と各月の「JCB（口座引落）振込通知に係るリサイクルシステム関連資料」の「口座引落1回目結果情報 振替済」、「口座引落2回目結果情報 振替済」とを照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。さらに、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までのリサイクル料金の期限到来未回収債権について、各月の対応する「未回収債権回収の状況」を閲覧し「引落NG事業者架電リスト」が作成されているかどうかを確かめる。

【コンビニ収納・SPC（引取時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（SPC収納）と当該基礎データである各月の「SPC収納明細」について、各月の合計金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの「SPC収納入金情報」からサンプルを毎月1件抽出し、「みずほe-ビジネスサイト入出金明細一覧表」、「Smart Pit 精算書」を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。さらに、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

【コンビニ収納・セブンイレブン（引取時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（セブンイレブン収納）と当該基礎データである各月の「セブンイレブン収納明細」について、各月の合計金額と照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの「決算残高明細資料 セブンイレブン収納」からサンプルを毎月1件抽出し、「みずほe-ビジネスサイト入出金明細一覧表」、「手数料相殺表兼振込連絡表表示」と照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。さらに、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

【郵便局収納（引取時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（郵便局収納）と当該基礎データである各月の「郵便局収納 明細情報」の合計金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの「郵便局収納 明細情報」からサンプルを毎月1件抽出し、「振替受払通知票」と照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。さらに、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

調査結果

【自動車メーカー・インポーター経由（新車時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（メーカー収納）と各月の「メーカー収納 入金確定情報」の合計金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの「メーカー収納 入金確定情報」からサンプルを毎月1件抽出し、銀行からの「入出金明細照会」と照合し、金額が一致していることを確かめた。また、これに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。さらに、当該「振替伝票」に資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

【並行輸入（新車時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（払込票郵送型収納）と当該基礎データである各月の「集計表V.4」（並行輸入の元データ）について、各月の合計金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの「集計表V.4」（並行輸入の元データ）からサンプルを各月1件抽出し、「振替受払通知票」、「並行輸入 入金明細表」と照合し、金額が一致していることを確かめた。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。さらに、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

【口座引落収納（引取時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（口座引落し収納）と当該基礎データである「明細情報 口座引落」について、各月の合計金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までのリサイクル料金の収納代行業者からの「JCB（口座引落）振込通知」と各月の「JCB（口座引落）振込通知に係るリサイクルシステム関連資料」の「口座引落1回目結果情報 振込済」、「口座引落2回目結果情報 振込済」とを照合し、金額が一致していることを確かめた。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。さらに、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までのリサイクル料金の期限到来未回収債権について、各月の対応する「未回収債権回収の状況」を閲覧し「引落NG事業者架電リスト」が作成されていることを確かめた。

【コンビニ収納・SPC（引取時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（SPC収納）と当該基礎データである各月の「SPC収納明細」について、各月の合計金額を照合し、金額が一致し

ていることを確かめた。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの「SPC収納入金情報」からサンプルを毎月1件抽出し、「みずほe-ビジネスサイト入出金明細一覧表」、「Smart Pit 精算書」を照合し、金額が一致していることを確かめた。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。さらに、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

【コンビニ収納・セブンイレブン（引取時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（セブンイレブン収納）と当該基礎データである各月の「セブンイレブン収納明細」について、各月の合計金額と照合し、金額が一致していることを確かめた。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの「決算残高明細資料 セブンイレブン収納」からサンプルを毎月1件抽出し、「みずほe-ビジネスサイト入出金明細一覧表」、「手数料相殺表兼振込連絡表表示」と照合し、金額が一致していることを確かめた。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。さらに、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

【郵便局収納（引取時預託）】

平成25年1月から平成25年12月までの預託金に係る「仕訳票」（郵便局収納）と当該基礎データである各月の「郵便局収納 明細情報」の合計金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。また、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの「郵便局収納 明細情報」からサンプルを毎月1件抽出し、「振替受払通知票」と照合し、金額が一致していることを確かめた。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。さらに、「振替伝票」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

調査内容

(2) 引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの調査

調査方法

入金代行業者より、2回目の銀行口座引落しが出来なかった旨の連絡を受けた事業者（口座引落2回目NG事業者）に関して、平成25年1月から平成25年12月までの「口座引落NG履歴」から各月1件サンプルを抽出し、リサイクルシステムの帳票である「口座引落 第2回目結果情報 NG」と照合し、銀行口座引落しが出来なかった金額が一致しているかどうかを確かめる。

上記のサンプルのうち、督促により口座へ個別振込された債権については、「入出金明細照会」、「口座引落明細」（会社システム資料）、「利用明細（引取時）」と照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、コンビニ入金された債権については、「集金代行振込通知書（コンビニ用）」（オリコからの通知書）、「みずほe-ビジネスサイト入出金明細一覧表」、「コンビニ入金明細」（会社システム資料）と照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの期間に係る「平成25年XX月における未回収債権回収の状況」を閲覧し、担当理事の承認印の有無を確かめる。

総務担当者への質問により、平成25年1月から平成25年12月までの期間における預託機能の利用停止措置がとられた事業者の有無を確かめる。預託機能の利用停止措置がとられた事業者がある場合には、一般社団法人自動車再資源化協力機構（以下、「自再協」という。）から入手した「自動車リサイクルシステム 預託業務停止処理 完了報告書」があることを確かめる。

調査結果

「口座引落NG履歴」より、口座引落2回目NG事業者について、サンプルを各月1件抽出し、リサイクルシステム帳票である「口座引落 第2回目結果情報 NG」と照合し、金額が一致していることを確かめた。

上記で抽出した12件サンプルのうち、口座へ個別振込された債権はなく、コンビニ入金された債権については、「集金代行振込通知書（コンビニ用）」（オリコからの通

知書)、「みずほe-ビジネスサイト入出金明細一覧表」及び「コンビニ入金明細」(会社システム資料)と照合し、金額が一致していることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの期間に係る「平成25年XX月における未回収債権回収の状況」を閲覧し、担当理事の承認印が押印されていることを確かめた。

総務担当者への質問により、平成25年1月から平成25年12月までの期間に預託機能の利用停止措置がとられた事業者が2社ある旨の回答を得た。「平成25年1月から平成25年12月における未回収債権回収の状況」を閲覧し、預託機能の利用停止措置がとられた事業者2社を確かめたうえで、当該事業者について、一般社団法人自動車再資源化協力機構(自再協)から入手した「自動車リサイクルシステム 預託業務停止処理 完了報告書」があることを確かめた。

調査内容

(3) リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセス (自治体)平成25年度調査対象

調査方法

【自治体】(平成25年度:調査対象)

平成25年1月から平成25年12月までの申込者(自治体)からの預託金について、「自治体入金管理表」より各月1件サンプル抽出し、申込者(自治体)からの「放棄車両預託確認・申請書」が入手されているかどうかを確かめる。

のサンプルについて、「放棄車両預託確認・申請書」の申請日から2ヶ月以内に入金がなされているか、「入出金明細照会」の入金日と「自治体入金管理表」の入金日の記載について確かめる。

のサンプルのうち申請後2ヶ月以内に振り込みがない自治体に電話又は書面で督促していることを業務担当者に質問して確かめる。

のサンプルについて、預託申請額と入金額が不一致の場合、電話又は書面で督促しているかどうか業務担当者に質問して確かめる。

調査結果

【自治体】（平成25年度：調査対象）

平成25年1月から平成25年12月までの申込者（自治体）からの預託金について、「自治体入金管理表」より毎月1件サンプル抽出し、申込者（自治体）からの「放棄車両預託確認・申請書」が入手されていることを確かめた。

のサンプルについて、「放棄車両預託確認・申請書」の申請日から2ヶ月以内に入金が行われているか、「入出金明細照会」の入金日と「自治体入金管理表」の入金日を閲覧し、すべて2ヶ月以内に入金されていることを確かめた。

のサンプルについて、全て2ヶ月以内に振り込みが行われていることを確かめた。また、振り込みがない場合は自治体に電話又は書面で督促していることを業務担当者への質問により確かめた。

のサンプルについて、預託申請額と入金額がすべて一致していることを確かめた。

調査項目

預託申請取消等

調査内容

(4) 誤預託に伴う預託取消案件の処理

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの誤預託（対象車両を間違え・特定再資源化等物品の装備情報を間違え、等々）に伴う預託取消について、「返金/郵便局収納・車台取違い・誤預託・メーカー直払い・その他」ファイルの「誤預託返金」綴りから毎月1件のサンプルを抽出し、以下の手順を実施する。

ア 「リサイクル料金預託取消返金申請書」を閲覧し、申請者名、車台番号、リサイクル券番号及び返金額が記載されているかどうかを確かめる。併せて業務課長による承認印が押印されているかどうか確かめる。

イ 「リサイクル料金預託取消し及び返金について」及び「リサイクル料金預託取消返金申請書」を閲覧し、返金されるリサイクル料金額が一致しているかどうかを確かめ

る。合わせて、「リサイクル料金預託取消し及び返金について」に、業務課課長及び資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

ウ 「リサイクル料金預託取消返金申請書」と自動車リサイクルシステムの「入金情報登録/取消」画面を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。

エ 「リサイクル料金預託取消し及び返金について」と「振込明細データ<総合振込>」と照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。合わせて、「振込明細データ<総合振込>」に資金管理センター部長の決裁印が押印されているかどうか確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの誤預託（対象車両を間違え・特定再資源化等物品の装備情報を間違え、等々）に伴う預託取消について、「返金/郵便局収納・車台取違い・誤預託・メーカー直払い・その他」ファイルの「車台取り違い」綴りから、選定された各月1件のサンプルについて、以下の手続を実施する。

ア 「manifest発行取消返金 xx年xx月分」と「(XX月度)manifest発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」を照合し、返金額が一致しているかどうかを確かめる。

イ 「(XX月度)manifest発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」を閲覧し、返送金予定日及び金額が記載されているかどうかを確かめる。合わせて資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

ウ サンプルについて、「(XX月度)manifest発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」と「振込明細データ<総合振込>」を照合し、振込日、返金額が一致しているかどうかを確かめる。合わせて、「振込明細データ<総合振込>」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月までの誤預託（対象車両を間違え・特定再資源化等物品の装備情報を間違え、等々）に伴う預託取消について、「返金/郵便局収納・車台取違い・誤預託・メーカー直払い・その他」ファイルの「誤預託返金」綴りから選定された各月1件のサンプル（但し、発生月がない場合は複数発生月より追加でサンプル抽出を行い合計で12件の検証を行う）について、以下の手続を実施した。

ア 「リサイクル料金預託取消返金申請書」を照合し、申請者名、車台番号、リサイクル券番号及び返金額がすべて記載されているかどうか確かめた。合わせて業務課長による承認印がすべて押印されていることを確かめた。

イ 「リサイクル料金預託取消し及び返金について」及び「リサイクル料金預託取消返金申請書」を閲覧し、返金されるリサイクル料金額がすべて一致していることを確かめた。合わせて、「リサイクル料金預託取消し及び返金について」に、資金管理センター部長による決裁印がすべて押印されていることを確かめた。

ウ 「リサイクル料金預託取消返金申請書」と自動車リサイクルシステムの「入金情報登録/取消」画面を照合し、取消金額がすべて一致していることを確かめた。

エ 「リサイクル料金預託取消し及び返金について」と「振込明細データ<総合振込>」と照合し、金額がすべて一致していることを確かめた。合わせて、「振込明細データ<総合振込>」に資金管理センター部長の決裁印がすべて押印されていることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの誤預託（対象車両を間違え・特定再資源化等物品の装備情報を間違え、等々）に伴う預託取消について、「返金/郵便局収納・車台間違い・誤預託・メーカー直払い・その他」ファイルの「車台取り違い」綴りから、選定された各月1件のサンプルについて、以下の手続を実施した。

ア 「マニフェスト発行取消返金 ××年××月分」と「(XX月度)マニフェスト発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」を閲覧し、返金額がすべて一致していることを確かめた。

イ 「(XX月度)マニフェスト発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」を閲覧し、返送金予定日及び金額がすべて記載されていることを確かめた。合わせて資金管理センター部長による決裁印がすべて押印されていることを確かめた。

ウ サンプルについて、「(XX月度)マニフェスト発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」と「振込明細データ<総合振込>」照合し、振込日、返金額がすべて一致していることを確かめた。合わせて、「振込明細データ<総合振込>」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印がすべて押印されていることを確かめた。

調査内容

(5) 事業者による預託申請取消案件の処理 隔年実施：平成25年度調査対象

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までのゆうちょ銀行振替による預託申請の取消について、「返金/郵便局収納・車台取違い・誤預託・メーカー直払い・その他」ファイルの「郵便局収納返金」綴りから各月1件サンプルを抽出し、リサイクルシステムからのデータを元に作成される「郵便局収納返金」と返金のための「郵便振替払出書（自動払出預入用）」を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、「郵便局収納返金」及び「振替伝票」に資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

すべてのサンプルについて、ゆうちょ銀行へ提出する「郵便振替払出書（自動払出預入用）」に振替口座登録印が押印してあるかどうか確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月までのゆうちょ銀行振替による預託申請の取消について、「返金/郵便局収納・車台取違い・誤預託・メーカー直払い・その他」ファイルの「郵便局収納返金」綴りから各月1件サンプルを抽出し、リサイクルシステムからのデータを元に作成される「郵便局収納返金」ファイルと返金のための「郵便振替払出書」（自動払出預入用）を照合した結果、金額は全て一致していた。また、「郵便局収納返金」及び「振替伝票」に資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。なお、1月、2月、4月、5月、7月、9月及び12月についてはゆうちょ銀行振替による預託申請の取消がなかった。

すべてのサンプルについて、ゆうちょ銀行へ提出する「郵便振替払出書（自動払出預入用）」に銀行印管理者による振替口座登録印の押印があることを確かめた。

調査内容

(6) 自動車メーカー等の装備修正に伴うリサイクル料金修正及び返金案件の処理

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの装備修正に伴うリサイクル料金の修正及び返金に係る業務の実施状況に関連して、「返金/郵便局収納・車台取違い・誤預託・メーカー直払い・その他」ファイルの「メーカー直払い」綴りから、毎月1件のサンプルを抽出し以下の手順を実施する。

ア 「預託済車両のリサイクル料金訂正および差額返金依頼」と「返金金額等精算請求書」を照合し、会社名、請求日、台数、金額が一致しているかどうかを確かめる。

イ 「預託済車両のリサイクル料金訂正および差額返金依頼」と「リサイクル料金訂正リスト兼返金仮申請リスト」を照合し、申請番号、車台番号、返金又は入金額が一致しているかどうかを確かめる。

ウ 「預託済車両のリサイクル料金訂正および差額返金依頼」と「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」を照合し、請求日と返金又は入金額が一致しているかどうかを確かめる。

エ 「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」と「振込明細データ<総合振込>」を照合し、送金口座、振込金額が一致しているかどうかを確かめる。

のサンプルに関して、以下の手順を実施する。

ア 「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」を閲覧し、業務課課長及び資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

イ 「振込明細データ<総合振込>」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月までの期間における装備修正に伴うリサイクル料金の修正及び返金に係る業務3件(請求日ベースで10月に2件、11月に1件。その他の月については該当なし)について、以下の手順を実施した。

ア 「預託済車両のリサイクル料金訂正および差額返金依頼」及び「返金金額等精算請求書」に記載されている会社名、請求日、台数及び金額を照合し、一致していることを確かめた。

イ 「預託済車両のリサイクル料金訂正および差額返金依頼」と「リサイクル料金訂正リスト兼返金仮申請リスト」に記載されている車台番号及び返金又は入金額を照合し、一致していることを確かめた。

ウ 「預託済車両のリサイクル料金訂正および差額返金依頼」と「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」に記載されている請求日を照合し、一致していることを確かめた。

エ 「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」と「振込明細データ<総合振込>」の送金口座、振込金額を照合し、一致していることを確かめた。

のサンプルに関して、以下の手続を実施した。

ア 「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」を閲覧し、業務課課長及び資金管理センター部長による決裁印がすべて押印されていることを確かめた。

イ 「振込明細データ<総合振込>」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印がすべて押印されていることを確かめた。

調査内容

(7) コンビニ店舗での誤入金に伴う返金案件の処理

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの期間にコンビニ店舗で同一請求に対して行われた重複支払い（誤入金）による返金の発生の有無を経理課担当者へのヒアリングにより確かめる。「有り」と回答を受けた場合には、原則として毎月1件（件数が毎月1件に満たない場合は全件）サンプルを抽出し、以下のア～エの記載が証憑間で整合しているかどうかを確かめる。

ア 「誤送金分の返金申請書」について申請者名、申請日、誤送金額（返金額）、理由

イ 「誤送金分の返金申請書」の添付資料（領収書等）記載のコンビニ店舗名、支払日時及び金額

ウ 「SPC集計表」の項目名（重複収納）、日付及び金額

エ 「振込明細データ<総合振込>」の振込日、金額

のサンプルに関して、以下の手続を実施する。

ア 「誤送金分の返金申請書」を閲覧し、業務課課長及び経理課課長の承認印の有無を確かめる。

イ 「振込明細データ<総合振込>」を閲覧し、経理課課長等の承認印の有無を確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月までの期間にコンビニ店舗で同一請求に対して行われた重複支払い（誤入金）による返金発生の有無を経理課担当者にヒアリングし、発生していないとの回答を得た。

対象ファイルを閲覧し、預託取消が発生していないことを確かめた。

該当なし。

調査内容

(8) 誤預託等に伴う差異の処理

調査方法

「未入金検証（口座引落収納）/個別登録検証」ファイルに綴られている平成25年1月から平成25年12月までの各月の再資源化預託金等特別会計「総勘定元帳・未入金」残高と「未入金 個別登録取消 明細表」残高を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。一致していない場合には、調整表を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの各月の「未入金 個別登録取消 明細表」に資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

調査結果

「未入金検証（口座引落収納）/個別登録検証」ファイルに綴られている平成25年1月から平成25年12月までの各月における再資源化預託金等特別会計「総勘定元帳・未入金」残高と「未入金 個別登録取消 明細表」残高を照合し、両者の金額が月次ですべて一致していることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの各月の「未入金 個別登録取消 明細表」に資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

2. 支払業務の調査

調査項目

リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡

調査内容

(1) 業務プロセスの調査

調査方法

平成25年1月から平成25年12月の期間における自動車リサイクルシステム（以下「システム」という。）からの出力帳票である「再資源化料金払渡／払渡予定等承認／一覧」より選定された各月1件のサンプルについて、「2013年 月度 再資源化等預託金の払渡し金額通知書」、「2013年 月度 再資源化等預託金の払渡し金額請求書」、「振込明細データ<総合振込>」と照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。

「再資源化料金払渡／払渡予定等承認／結果」及び「振込明細データ<総合振込>」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月の期間における「再資源化料金払渡／払渡予定等承認／一覧」よりサンプルを各月1件抽出し、「2013年 月度 再資源化等預託金の払渡し金額通知書」、「2013年 月度 再資源化等預託金の払渡し金額請求書」及び「振込明細データ<総合振込>」を照合した結果、すべて金額が一致していた。

「再資源化料金払渡／払渡予定等承認／結果」及び「振込明細データ<総合振込>」を閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されていることを確かめた。

調査項目

特定再資源化預託金等の出えん等

調査内容

(2) 特定再資源化預託金等の出えん等業務プロセスの調査

調査方法

リサイクルシステム運用委員会資料「資金管理センター実績報告」2013年1月度から2013年12月度を閲覧し、出えん・充当の内容が記載されていることを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの特定再資源化預託金等の出えん等について、以下の手続を実施する。

ア 上記特定再資源化預託金等の出えん等に関連する離島対策等検討会議事録、資金管理業務諮問委員会議事録、理事会議事録及び決裁書をJARCから入手・閲覧するとともに、理事会議事録に理事長の署名捺印があるかどうかを確かめる。また、経済産業大臣及び環境大臣から入手したJARC代表理事宛の「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」を全件入手し閲覧する。

イ 資金管理センターにおける特定再資源化預託金等の資金移動及び当該特定再資源化預託金等が資金管理業務に要する費用に充当されている場合（「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」において、出えん金の使途として費用充当の記載がある場合。）、「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」において、出えん金の使途として費用に充当する旨の記載があることを確かめる。

ウ 当該特定再資源化預託金等の指定口座への当該送金について「振込明細データ<総合振込>」を閲覧し、資金管理センター部長の決裁印が押印されているかどうか確かめる。

調査結果

リサイクルシステム運用委員会資料「資金管理センター実績報告」2013年1月度から2013年12月度を閲覧し、出えん・充当の内容が記載されていることを確かめた。

で把握した平成25年1月から平成25年12月までの特定再資源化預託金等の出えん等に関して、以下の手続が実施されていることを、出えん等が行われた月（全件）について確かめた。

ア 上記特定再資源化預託金等の出えん等に関連する離島対策等検討会議事録、資金管理業務諮問委員会議事録、理事会議事録及び決裁書をJARCから入手し閲覧した。

また、理事会議事録に理事長の署名捺印があることを確かめた。更に、経済産業

大臣及び環境大臣から入手したJARC代表理事宛の「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」を全件入手し閲覧した。

イ 資金センターへの特定再資源化預託金等の充当金額について、「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」において、出えん金の使途として、費用に充当する旨の記載があることを確かめた。

ウ 当該特定再資源化預託金等の指定口座への当該送金について「振込明細データ<総合振込>」を閲覧し、資金管理センター部長の決裁印が押印されていることを確かめた。

調査項目

資金管理料金からの支出管理

調査内容

(3) 業務プロセスの調査

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの期間、資金管理料金特別会計において二重払い、支払漏れを防止するためにどのような仕組みを構築していたのかについて、資金管理センター経理課担当者にヒアリングを実施する。

また、「請求書管理表【月締請求】」を閲覧し資金管理センター部長の決裁印が押印されているかどうか確かめ、「請求書管理表【月締請求】」と「振込明細データ<総合振込>」の合計金額を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。

資金管理センター、再資源化支援部、情報管理部等で共通的に発生する費用について、平成25年1月から平成25年12月までの事務統括部作成の「入金依頼書A」より、下記のAについては1件、イ及びウについては四半期に1件サンプルを抽出し、「法人間調整会議」で決定した金額及び按分比率を用いて再計算した金額と、支払証憑に記載されている金額を照合し、一致していかなうかを確かめる。

ア 外部ネットワーク運営費（平成25年5月まで契約に基づく月額固定料金で発生）

イ システム・改修保守費用

ウ データセンター運営費

調査結果

資金管理センター経理課担当者に対する質問により、資金管理料金特別会計において二重払い、支払漏れを防止する仕組みについては、以下の手順を行っている旨の回答を得た。

「請求書の内容を確認する際、物品の場合には検収印の押印された納品書、それ以外の場合については先方からの納品書等、その内容を確認できる証憑を請求書に添付している。また、当該請求書と添付された納品書等を確認の上、担当課長が承認している。これらを経理課にて受領後、すべて「請求書管理表」に転記し、請求書と「請求書管理表」とを個別に照合の上、資金管理センター部長の決裁を得ることになっている。」

上記の説明に基づき、「請求書管理表【月締請求】」を閲覧し資金管理センター部長の決裁印が押印されていることを確かめた。また、「請求書管理表【月締請求】」と「振込明細データ<総合振込>」の合計金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの事務統括部作成の「入金依頼書A」より「外部ネットワーク運営費」については1件、「システム・改修保守費用」及び「データセンター運営費」については四半期に1件サンプルを抽出し、「法人間調整会議」で決定した金額及び按分比率を用いて再計算した結果と、支払証憑に記載されている金額を照合し、一致していることを確かめた。

調査項目

費用按分

調査内容

(4) 特定費用の按分計上

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの資金管理料金の「リサイクル料金等収納手数料」（「新車購入時預託関連費」又は「引取時預託関連費」）について、下記のア～オのそれぞれの費用につき、以下の方法により確かめる。

ア 「払込票郵送型収納」の新車並行輸入分の「新車購入時預託関連費」は、「並行輸入（ゆうちょ）」ファイルの「振替受払通知票」から、四半期に1件サンプルを抽出し、「総勘定元帳」と照合する。

イ 郵便局収納の引取分の「引取時預託関連費」は、「郵便局収納」ファイルの「振替受払通知票」から、四半期に1件サンプルサンプルを抽出し、「総勘定元帳」と照合する。

ウ セブンイレブン収納分の件数実績に基づく「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」の按分額は、「セブンイレブン収納」ファイルの「手数料相殺表兼振込連絡表表示」から、四半期に1件サンプルを抽出し、「総勘定元帳」と照合する。なお、按分前の各費用の金額をJARCから提示された「手数料相殺表兼振込連絡表表示」の金額と照合を行い、按分計算については、JARCから提示された按分比率算出のための基礎データを用い、再計算した按分比率を使用して算定した金額との一致を確かめる。具体的には、「セブンイレブン収納 明細情報」及び「収納手数料按分資料 セブンイレブン収納」と照合する。

エ SPC収納分の件数実績に基づく「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」の按分額は、「SPC収納」ファイルの「Smart Pit精算書」から、四半期に1件サンプルを抽出し、「総勘定元帳」と照合する。なお、按分前の各費用の金額をJARCから提示された「Smart Pit精算書」の金額と照合を行い、按分計算については、JARCから提示された按分比率算出のための基礎データを用い、再計算した按分比率を使用して算定した金額との一致を確かめる。具体的には、「SPC収納 明細情報」及び「収納手数料按分資料 SPC収納」と照合する。

オ JCB収納分の「引取時預託関連費」は、「口座引落収納・貸倒償却（オリコ・JCB・個別振込・計上）」ファイルの「お振込通知書」から、四半期に1件サンプルを抽出し、「総勘定元帳」と照合する。

平成25年1月から平成25年12月までの「登録情報取得費」（「新車購入時預託関連費」、変更情報「その他の事業費」及び輸出取戻し事業費「登録情報取得費（輸出分）」）について、(財)自動車検査登録情報協会及び軽自動車検査協会から入手した「請

求書」より四半期に1件サンプルを抽出し、下記のア～ウの按分計算を確かめる。按分比率については、リサイクルシステムの「国交省登録情報取得件数集計表」の登録区分に記載されている「新車登録情報」の台数、「変更情報」の台数（「滅失、用途廃止等」、「登録番号等変更」及び「取消」の合計台数）及び「輸出本抹消登録情報」の台数の実績合計に占める各構成比率を用いていることを確かめる。

ア 「新車購入時預託関連費」について、「請求書」の金額を、リサイクルシステムの「国交省登録情報取得件数集計表」に基づいた「新規登録情報」の台数、「変更情報」の台数（「滅失、用途廃止等」、「登録番号等変更」及び「取消」の合計台数）及び「輸出本抹消登録情報」の台数を分母とし、「新規登録情報」の台数を分子とする按分比率を用いて按分計算を行った金額が、「新車購入時預託関連費」の金額と一致しているかどうかを確かめる。

イ 変更情報「その他の事業費」について、「請求書」の金額を、リサイクルシステムの「国交省登録情報取得件数集計表」に基づいた「新規登録情報」の台数、「変更情報」の台数（「滅失、用途廃止等」、「登録番号等変更」及び「取消」の合計台数）及び「輸出本抹消登録情報」の台数を分母とし、「変更情報」の台数（「滅失、用途廃止等」、「登録番号等変更」及び「取消」の合計台数）を分子とする按分比率を用いて按分計算を行った金額が、変更情報「その他の事業費」の金額と一致しているかどうかを確かめる。

ウ 輸出取戻し事業費「登録情報取得費（輸出分）」について、「請求書」の金額を、リサイクルシステムの「国交省登録情報取得件数集計表」に基づいた「新規登録情報」の台数、「変更情報」の台数（「滅失、用途廃止等」、「登録番号等変更」及び「取消」の合計台数）及び「輸出本抹消登録情報」の台数を分母とし、「輸出本抹消登録情報」の台数を分子とする按分比率を用いて按分計算を行った金額が、輸出取戻し事業費「登録情報取得費（輸出分）」の金額と一致しているかどうかを確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月までの資金管理料金の下記の「リサイクル料金等収納手数料」（「新車購入時預託関連費」又は「引取時預託関連費」）について、下記のアからオそれぞれ四半期に1件サンプルを抽出し確かめた。また、按分計算については、JARCから提示された按分比率算出のための基礎データを用い、再計算した按分比率を使用して算定した金額と一致していることを確かめた。

ア 「払込票郵送型収納」の新車並行輸入分の「新車購入時預託関連費」

「振替受払通知票」、「総勘定元帳」を照合し、「払込票郵送型収納」の新車並行輸入分に係る「リサイクル料金等収納手数料」の金額と、「新車購入時預託関連費及び事業費 - 新車購入時預託関連費 - リサイクル料金等収納手数料 - 収納手数料（払込票郵送型収納）」の金額が一致していることを確かめた。

イ 郵便局収納の引取分の「引取時預託関連費」

「振替受払通知票」、「総勘定元帳」を照合し、郵便局収納の引取分の「リサイクル料金等収納手数料」の金額と、「引取時預託関連費及び事業費 - 引取時預託関連費 - リサイクル料金等収納手数料（郵便局収納）」の金額と一致していることを確かめた。

ウ セブンイレブン収納分の件数実績に基づく「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」の按分額

「手数料相殺表兼振込連絡表表示」、「みずほe-ビジネスサイト入出金明細一覧表」、「セブンイレブン収納 入金情報」、「セブンイレブン収納 明細情報」、「収納手数料按分資料 セブンイレブン収納」及び「総勘定元帳」を照合し、セブンイレブン収納分の「リサイクル料金等収納手数料」を件数実績で按分計算した按分額と、「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」それぞれの金額と一致していることを確かめた。

エ SPC収納分の件数実績に基づく「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」の按分額

「Smart Pit精算書」、「SPC収納 明細情報」、「収納手数料按分資料 SPC収納」及び「総勘定元帳」を照合し、SPC収納分の「リサイクル料金等収納手数料」を件数実績で按分計算した按分額と、「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」それぞれの金額と一致していることを確かめた。

オ JCB収納分の「引取時預託関連費」

JCBからの「お振込通知書」及び「総勘定元帳」を照合し、JCB収納分の「リサイクル料金等収納手数料」の金額と、「引取時預託リサイクル料金等収納手数料」の金額が一致していることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの資金管理料金の下記の費用について、(財)自動車検査登録情報協会及び軽自動車検査協会から入手した「請求書」より四半期に1件サン

プルを抽出し、下記の按分計算を確かめた。按分計算については、JARCから提示された按分比率算出のための基礎データを用い、再計算した按分比率を使用して確かめた。

ア 「新車購入時預託関連費」

「請求書」の金額を、リサイクルシステムの国交省登録情報取得件数集計表に基づいて算出した「新規登録情報」、「変更情報」及び「輸出本抹消登録情報」を分母とし、「新規登録情報」を分子とする按分比率を用いて按分計算を行った結果が、「新車購入時預託関連費」の金額と一致していることを確かめた。

イ 変更情報「その他の事業費」

「請求書」の金額を、リサイクルシステムの国交省登録情報取得件数集計表に基づいて算出した「新規登録情報」、「変更情報」及び「輸出本抹消登録情報」を分母とし、「変更情報」（「滅失、用途廃止等」、「登録番号等変更」及び「取消」の合計台数）を分子とする按分比率を用いて按分計算を行った結果が、変更情報「その他の事業費」の金額と一致していることを確かめた。

ウ 輸出取戻し事業費「登録情報取得費（輸出分）」

「請求書」の金額を、リサイクルシステムの国交省登録情報取得件数集計表に基づいて算出した「新規登録情報」、「変更情報」及び「輸出本抹消登録情報」を分母とし、「輸出本抹消登録情報」を分子とする按分比率を用いて按分計算を行った結果が、輸出取戻し事業費「登録情報取得費（輸出分）」の金額と一致していることを確かめた。

調査項目

コンタクトセンターの管理

調査内容

(5) 日常の事務処理（コンタクトセンターの管理）

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの期間におけるコンタクトセンターで実施する委託業務について、以下の手続を実施する。

ア 委託業務の業務フロー及び業務基準があることを確かめる。

イ コンタクトセンターの委託業務の品質管理及び業務の実施状況について、資金管理センター業務課の担当者に質問を行う。また、JARCにおいて委託業者から月次で「稼働報告」が入手されているかどうかを、半期に1件サンプルを抽出し、閲覧により確かめる。

ウ コンタクトセンターからのエスカレーションに対する対応状況について担当者に質問を行う。また、「エスカレーション管理台帳」より各月1件「CCエスカレーション受付票」をサンプル抽出し閲覧することにより、対応状況の記載がされているかどうかを確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月までの期間におけるコンタクトセンターで実施する委託業務について、以下の手順を実施した。

ア 資金管理センターの「業務マニュアル 基本編」の「第5章 コンタクトセンター等への委託業務」、「業務マニュアル 詳細版」の「第5編 コンタクトセンター等への委託業務」及び「業務マニュアル」（平成24年11月8日付け理事決裁により改訂。基本編と詳細編を統合した。）の「第3章 コンタクトセンター等への委託業務」を閲覧し、委託業務の業務フロー及び業務基準があることを確かめた。

イ コンタクトセンターの委託業務の品質管理及び業務の実施状況について、資金管理センター業務課の担当者に質問し、毎日、コンタクトセンターから日時報告をメールで受け、案件及びこれに対する回答内容について確認し、問題点や改善事項があれば、適宜、指摘及び指導を行っている旨の回答を得た。また、月次で委託業者から「コンタクトセンター受付票」を入手している旨の説明を受けた。この説明を受け、「コンタクトセンター 資金管理対応G 10月度稼働報告」及び「コンタクトセンター 資金管理対応G 1月度稼働報告」を閲覧し、入手していることを確かめた。

ウ コンタクトセンターからのエスカレーションに対する対応について担当者に質問を行い、「CCエスカレーション受付票」で受付、回答を記載し、月次で受付票を取りまとめ、「エスカレーション管理台帳」を作成している旨、回答を得た。「エスカレーション管理台帳」より各月1件「CCエスカレーション受付票」をサンプル抽出し、閲覧することにより、コンタクトセンターからのエスカレーションに対する対応状況が記載されていることを確かめた。

調査項目

中古車輸出の取戻し対応

調査内容

(6) 処理状況（受付から処理済までの日数、その他）

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの取戻し申請の事務処理について、業務担当者へのヒアリングを行う。

平成25年1月から平成25年12月の「再資源化預託金等の取戻し申請書」より選定されたサンプル（申請受理月ベースで各1件）について、「再資源化預託金等の取戻し申請書」を閲覧し、輸出返還事務センターの確認印の有無を確かめる。また、当該サンプルを閲覧し、輸出の事実を確認できる書類（「輸出許可通知書」等）が添付されていることを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの「再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書」から選定されたサンプル（原則として四半期に1件）について「振込明細データ<総合振込>」又は「振替払出明細票」と照合し、払戻額が一致しているかどうかを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの「仕訳票（中古輸出に伴う取戻し請求分）」より、四半期に1件サンプルを抽出し、「預託金返還に伴う会計確認書」に経理課課長の承認印がすべて押印されていることを閲覧により確かめる。また、「振込明細データ<総合振込>」又は「ゆうちょ支払明細」と照合し、金額がすべて一致していること、及び、資金管理センター部長の決裁印がすべて押印されていることを閲覧により確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの「仕訳票（中古輸出に伴う取戻し請求分）」より、四半期に1件サンプルを抽出し、再振込みを要する場合には「取戻し申請に係る払戻し額の再送金依頼」に経理課課長及び業務課課長の承認印がすべて押印されていることを閲覧により確かめる。また、「振込明細データ<総合振込>」又は「ゆうちょ支払明細」と照合し、金額がすべて一致していること、及び、資金管理センター部長の決裁印がすべて押印されていることを閲覧により確かめる。

調査結果

業務課の担当者へのヒアリングの結果、返還申請者からの申請は、「業務マニュアル」の「第7章 再資源化預託金等の取戻し」の規定に基づき、必要書類がすべて揃っていることを確認した上で受理し、当該書類（「再資源化預託金等の取戻し申請書」、「輸出抹消仮登録証明書等」、「輸出許可通知書」、「船荷証券」等）は輸出返還事務センターに備え付けているとの説明を受けた。

平成25年1月から平成25年12月の「再資源化預託金等の取戻し申請書」よりサンプルを、申請受理月ベースで各1件抽出し、「再資源化預託金等の取戻し申請書」を閲覧し、輸出返還事務センターの確認印がすべてあることを確かめた。また、当該サンプルに輸出の事実を確認できる書類（「輸出許可通知書」等）が添付されていることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの「再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書」より四半期に1件サンプルを抽出し、「振込明細データ<総合振込>」又は「振替払出明細票」と照合し、払戻額がすべて一致していることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの「仕訳票（中古輸出に伴う取戻し請求分）」より、四半期に1件サンプルを抽出し、「預託金返還に伴う会計確認書」に経理課課長の承認印がすべて押印されていることを閲覧により確かめた。また、「振込明細データ<総合振込>」又は「ゆうちょ支払明細」と照合し、金額がすべて一致していること、及び、資金管理センター部長の決裁印がすべて押印されていることを閲覧により確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの「仕訳票（中古輸出に伴う取戻し請求分）」より、四半期に1件サンプルを抽出し、再振込みを要する場合には「取戻し申請に係る払戻し額の再送金依頼」に経理課課長及び業務課課長の承認印がすべて押印されていることを閲覧により確かめた。また、「振込明細データ<総合振込>」又は「ゆうちょ支払明細」と照合し、金額がすべて一致していること、及び、資金管理センター部長の決裁印がすべて押印されていることを閲覧により確かめた。

調査内容

(7) 必要書類の取り付け状況

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの輸出取戻しに係る事務手続の委託業務について、委託先からJARCに提出された「輸出返還事務センター月次活動報告（確定版）」（2013年1月度～12月度）及び、「提供サービス量に関する報告書」（2013年1月度～12月度）から四半期に1件サンプルを抽出し、「提供サービス量に関する報告書」には業務課課長、「請求書」には資金管理センター部長の決裁印がそれぞれ押印されているかどうかを確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月までの輸出取戻しに係る事務手続の委託業務について、委託先からJARCに提出された「輸出返還事務センター月次活動報告（確定版）」（2013年1月度～12月度）及び、「提供サービス量に関する報告書」（2013年1月度～12月度）から四半期に1件サンプルを抽出し、「提供サービス量に関する報告書」（2013年2月度、6月度、9月度及び11月度）には業務課課長、「請求書」（2013年3月度、7月度、10月度及び12月度）には資金管理センター部長の決裁印がそれぞれ押印されていることを確かめた。

調査項目

情報システム関連

調査内容

(8) 情報システム改善費用

調査方法

平成25年2月20日及び平成25年5月10日に「決裁書」で決裁された情報システムの改善費用（性能対策及びメンテナンス対応策）について、以下の手続を実施する。

ア 平成25年2月20日及び平成25年5月10日に決裁された「決裁書」を閲覧し、理事長の決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

イ 情報システムの改善費用のうち、資金管理センター負担費用について、「決裁書」に記載されている算定基礎式に用いている金額及び按分比率と、平成24年11月8日付け「法人間調整会議」議事録に添付された「2013年度システム関連案分率について」

及び平成23年11月2日付け「法人間調整会議」議事録に添付された「2012年度システム関連案分率について」に記載されている金額及び按分比率とを照合し、一致しているかどうかを確かめる。

調査結果

平成25年2月20日及び平成25年5月10日に「決裁書」で決裁された情報システムの改善費用の支出について、以下の手続を実施した。

ア 平成25年2月20日及び平成25年5月10日に決裁された「決裁書」を閲覧し、理事長の決裁代行者である専務理事の決裁印が押印されていることを確かめた。

イ 情報システムの改善費用のうち、資金管理センター負担費用について、「決裁書」に記載されている算定基礎式に用いている金額及び按分比率と、平成24年11月8日付け「法人間調整会議」議事録に添付された「2013年度システム関連案分率について」及び平成23年11月2日付け「法人間調整会議」議事録に添付された「2012年度システム関連案分率について」に記載されている金額及び按分比率とを照合し、一致していることを確かめた。

調査項目

東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用

調査内容

(9) 東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの各月について、東日本大震災に伴い発生した番号不明被災自動車に関する資金管理料金会計から預託金会計への補填額に係る「決裁書」を入手・閲覧し、理事長の決裁印が押印されているかどうか確かめる。

上記「決裁書」に係る「東日本大震災に係る番号不明被災自動車の再資源化預託金等の補填申請」（2013年1月分から2013年12月分）を入手・閲覧し、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

上記「決裁書」に記載されている「東日本大震災に係る番号不明被災自動車の再資源化預託金等の補填申請」（2013年1月分から2013年12月分）の金額と(株)三井住友銀行の

「振込・振替明細帳票」を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。合わせて、資金管理センター部長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

上記「決裁書」に添付されている「番号不明被災自動車一覧」と「番号不明被災自動車の申請受付台数およびマニフェスト発行状況」（月次管理資料ファイルで自治体からの申請を取りまとめた表）を照合し、台数が一致しているかどうかを確かめる。また、「番号不明被災自動車の申請受付台数およびマニフェスト発行状況」から選定された各月1件のサンプルについて、自治体からの「番号不明被災自動車台数届出書」が提出されているかどうか確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月までの各月における東日本大震災に伴い発生した番号不明被災自動車に関する資金管理料金会計から預託金会計への補填額について、資金管理センター起案の「決裁書」を閲覧し、理事長の決裁代行者である専務理事の決裁印が押印されていることを確かめた（但し、5月分及び12月分について申請がなく実績はないため調査対象外としている）。

上記の「決裁書」に係る「東日本大震災に係る番号不明被災自動車の再資源化預託金等の補填申請」（2013年1月分から2013年12月分、但し5月分及び12月分を除く）を入手・閲覧し、資金管理センター部長の決裁印が押印されていることを確かめた。

上記の「決裁書」に記載されている「東日本大震災に係る番号不明被災自動車の再資源化預託金等の補填申請」（2013年1月分から2013年12月分、但し5月分及び12月分を除く）の金額と㈱三井住友銀行の「振込・振替明細帳票」を照合し、すべて金額が一致していることを確かめた。また、資金管理センター部長による決裁印がすべて押印されていることを確かめた。

上記の「決裁書」添付の「番号不明被災自動車一覧」と「番号不明被災自動車の申請受付台数およびマニフェスト発行状況」（月次管理資料ファイルで自治体からの申請を取りまとめた表）を照合し、台数が一致していることを確かめた。また、「番号不明被災自動車の申請受付台数およびマニフェスト発行状況月次管理資料ファイル」からサンプルを月次で1件抽出し（但し5月分及び12月分を除く）、自治体から「番号不明被災自動車台数届出書」が提出されていることを確かめた。

3. 資金運用の調査

調査項目

再資源化預託金等の運用関連

調査内容

(1) 運用の基本方針

調査方法

「再資源化預託金等の運用の基本方針」を閲覧する。
平成25年1月から平成25年12月までの「再資源化預託金等の運用に関するリスク管理（報告）」を閲覧し、資金管理センター担当理事の承認印が押印されているかどうか確かめる。

調査結果

「再資源化預託金等の運用の基本方針」を閲覧した。
平成25年1月から平成25年12月までの「再資源化預託金等の運用に関するリスク管理（報告）」を閲覧し、すべてに資金管理センター担当理事の承認印が押印されていることを確かめた。

調査内容

(2) 運用計画の実行状況

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を閲覧し、資金管理センター担当理事の承認印が押印されているかどうかを確かめる。
平成25年1月から平成25年12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の添付資料「運用可能額算出表」等を閲覧し、経理課担当者の承認印が押印されているかどうか確かめる。
経理課が作成した「口座残高管理表」と企画課が作成した「運用可能額算出表」等について、資産管理サービス信託銀行ファンド口（以下、TCSBファンド口という。）、

三井住友銀行預託金口（以下、SMBC預託金口という。）、みずほ銀行預託金口及びゆうちょ銀行預託金口の平成25年1月から平成25年12月までの各月末残高全件について照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。

平成25年1月17日から平成25年12月12日までに開催された「再資源化預託金等運用計画会議」の添付資料「債券等取得計画」を閲覧し、債券取得実績の合計金額が前回の「再資源化預託金等運用計画会議」で報告された「債券等取得計画」の合計金額の範囲内になっているかどうかを確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を閲覧し、すべてに資金管理センター担当理事の承認印が押印されていることを確かめた。

平成25年1月から平成25年12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の添付資料である「運用可能額算出表」等を閲覧し、すべてに経理課担当者の確認印が押印されていることを確かめた。

経理課が作成した「口座残高管理表」と企画課が作成した「運用可能額算出表」等を照合し、TCSBファンド口、SMBC預託金口、みずほ銀行預託金口、ゆうちょ銀行預託金口の平成25年1月から平成25年12月までの各月末残高の金額がすべて一致していることを確かめた。

平成25年1月17日から平成25年12月12日までに開催された「再資源化預託金等運用計画会議」で報告された添付資料「債券等取得計画」を閲覧し、債券取得実績の合計金額が前回の「再資源化預託金等運用計画会議」で報告された「債券等取得計画」の合計金額の範囲内になっていることを確かめた。

調査内容

(3) 金融機関への発注手順等の業務プロセスの調査

調査方法

資金運用に関する業務マニュアルを閲覧する。

平成25年1月から平成25年2月までの「最良執行検証」等からサンプルを毎月1件抽出し、そこに記載された利回りが証券会社からの引合内容が確認できる帳票（引合依

頼書、債券売買のご提案、他)に記載された利回りと一致しているかどうかを確かめる。

調査結果

資金運用に関する業務マニュアルを閲覧した。

平成25年1月から平成25年12月までの「最良執行検証」からサンプルを毎月1件抽出し、そこに記載された利回りが証券会社からの引合内容が確認できる帳票(引合依頼書、債券売買のご提案、他)に記載された利回りと同じであることを確かめた。

調査内容

(4) 日常の事務処理

調査方法

資金運用に関する業務について、平成25年1月から平成25年12月までの「最良執行検証報告書」等からサンプルを毎月1件抽出し、企画課が作成した「約定プロッター」、証券会社からの約定内容が確認できる帳票、約定システムからの出力証憑である「債券取引明細表」及び資産管理サービス信託銀行(以下、「TCSB」という。)への「運用方法指図書」を照合することにより、金額が一致しているかどうかを確かめる。

バックオフィス業務について、以下を確かめる。

ア 平成25年1月から平成25年12月までの「最良執行検証報告書」等からサンプルを毎月1件抽出し、「債券取引明細表」の捺印欄を閲覧することにより、証券会社からの約定内容が確認できる帳票と「債券取引明細表」を照合し、資金管理センター部長の承認印が押印されているかどうか確かめる。

イ 上記アのサンプルについて、資金管理センター部長が決裁印を押印した「債券取引明細表」に基づいて「運用方法指図書」を経理課が作成しTCSBにファクスしているかどうか、ファックスの控えと「運用方法指図書」を照合し確かめる。

ウ 平成25年1月から12月までの「資金繰表」からサンプルを毎月1件抽出し、経理課からTCSBへ送付した「信託元本追加連絡票」とTCSBから経理課に送付される「追加信託金受領書」について、追加元本の金額が一致しているかどうかを確かめる。

エ 平成25年1月から12月までの約定システムから出力した月次の「運用報告書」全件の資金管理センター担当理事による決裁印により、TCSB作成の月次の「信託財産運用状況報告書（決算）」が月次で照合され、資金管理センター担当理事の決裁印が押印されているかどうか確かめる。

リスク管理業務について、以下を確かめる。

ア 平成25年1月から平成25年12月までの「最良執行検証報告書」等からサンプルを毎月1件抽出し、「最良執行検証報告書」の検証結果が「OK」（最良執行がなされている）となっているか否かを確かめる。

イ 平成25年1月から平成25年12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の議事録添付の「証券会社評価チェックリスト」を閲覧することにより、「取引証券会社等の選定及び見直しに係る部内規則」に従い、年2回、証券会社の評価を実施していることを確かめる。また、当該「再資源化預託金等運用計画会議」の議事録に、資金管理センター担当理事の決裁印が押印されているかどうか確かめる

調査結果

資金運用に関する業務について、平成25年1月から平成25年12月までの「最良執行検証」等からサンプルを毎月1件抽出し、企画課が作成した「約定プロッター」、証券会社からの約定内容が確認できる帳票、約定システムからの出力証憑である「債券取引明細表」及びTCSBへの「運用方法指図書」を照合することにより、金額が一致していることを確かめた。

バックオフィス業務について、以下を確かめた。

ア 平成25年1月から平成25年12月までの「最良執行検証」等からサンプルを毎月1件抽出し、すべての「債券取引明細表」に資金管理センター部長の承認印が押印されていることを確かめた。

イ 上記アのサンプルについて、資金管理センター部長が決裁印を押印した「債券取引明細表」に基づいて「運用方法指図書」を経理課が作成しTCSBにファクスしているかどうか、ファックスの控えと「運用方法指図書」を照合し確かめた。

ウ 平成25年1月から12月までの「資金繰表」からサンプルを毎月1件抽出し、すべてについて経理課からTCSBへ送付した「信託元本追加連絡票」とTCSBから経理課に送付

される「追加信託金受領書」について、追加元本の金額が一致していることを確かめた。

エ 平成25年1月から12月までの約定システムから出力した月次の「運用報告書」及びTCSB作成の月次の「信託財産運用状況報告書（決算）」のすべてについて、資金管理センター担当理事の決裁印が押印されていることを確かめた。

リスク管理担当者の業務に関連して、以下の手続を実施した。

ア 平成25年1月から12月までの「最良執行検証」等から各月1件のサンプルを閲覧し、「最良執行検証報告書」の検証結果が「OK」（最良執行がなされている）となっていることを確かめた。

イ 平成25年5月15日及び平成25年10月15日の「再資源化預託金等運用計画会議」の議事録の添付資料「証券会社評価チェックリスト」を閲覧し、年2回、証券会社の評価を実施していることを確かめた。また、当該「再資源化預託金等運用計画会議」の議事録に、資金管理センター担当理事の決裁印が押印されていることを確かめた。

4. 資金管理法（資金管理センター）の一般管理に係る調査

調査項目

調達規則の運用状況

調査内容

(1) 調達規則の運用状況の調査

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの20万円以上の契約に関して、「2013年度資金管理センター決裁書起案番号表」より選定された各月1件のサンプルについて、契約書があるかどうかを確かめる。

調査結果

平成25年1月から12月までの20万円以上の契約に関して、「2013年度資金管理センター決裁書起案番号表」より選定サンプルを各月1件抽出し、契約書を閲覧することにより、契約書がすべて締結されていることを確かめた。

調査項目

情報公開規程

調査内容

(2) 情報公開規程の運用状況の調査

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までの情報公開（官公庁等へ公開した情報）に関する「公開請求受付簿」または「情報公開（訴訟・差押え等含む）文書受付・発送簿」より選定された各月1件のサンプルについて、「情報公開請求に係る決裁書」を閲覧し、資金管理センター担当理事の決裁印の押印があるかどうかを確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月までの「公開請求受付簿」または「情報公開（訴訟・差押え等含む）文書受付・発送簿」より各月1件のサンプルを抽出し、「情報公開請求に係る決裁書」を閲覧し、資金管理センター担当理事の決裁印がすべてに押印されていることを確かめた。

調査項目

決裁規則の運用状況

調査内容

(3) 決裁規則の運用状況の調査

調査方法

平成25年1月から平成25年12月までに決裁された「決裁書」に関して、「2013年度資金管理センター決裁書起案番号表」から選定された各月1件のサンプルについて、各「決裁書」の決裁区分欄に示されている決裁区分（理事長決裁、理事決裁、部長決裁）通りの決裁者の押印がされているかどうかを確かめる。

調査結果

「決裁書」ファイルに綴じられている「2013年度資金管理センター決裁書起案番号表」よりサンプルを毎月1件抽出し、当該「決裁書」の決裁区分欄に示されている決裁区分（理事長決裁、理事決裁、部長決裁）通りの決裁者の押印が、すべてに押印されていることを確かめた。なお、理事長決裁は、すべて理事長の決裁代行者である専務理事の押印であった。

調査項目

100条帳簿

調査内容

(4) 100条帳簿の作成状況の調査

調査方法

自動車リサイクル法第100条に基づき主務省令で定める事項を記載した帳簿について、「使用済自動車の再資源化等に関する法律第100条で規定する帳簿」（以下、「100条帳簿」という。）（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）に係る「決裁書」を閲覧し、「決裁書」に資金管理センター部長の決裁印が押印されているかどうか、帳簿に資金管理センターの公印が押印されているかどうか、及び、正本が金庫に保管されているかどうかを確かめる。

調査結果

「使用済自動車の再資源化等に関する法律第100条で規定する帳簿」（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）を閲覧し、決裁書に資金管理センター部長の決裁印が押印されていること、帳簿に資金管理センターの公印が押印されていること、及び、正本が金庫に保管されていることを確かめた。

5. 再資源化支援部の調査

調査項目

法第106条2号業務（入金）

調査内容

(1) 計上・収入状況（資金管理センターとの照合）

調査方法

通常義務者不存在車及び番号不明被災自動車に係る再資源化等預託金に関する再資源化支援部の口座への平成25年1月から平成25年12月までの各月の入金について、JARCから提示された再資源化支援部の「預金通帳」、「精算基礎表」の再資源化等預託金の払い受け金額合計及び「再資源化等預託金の払渡金額通知書」を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。

平成25年1月から平成25年12月までの委託先からの「請求書」と再資源化支援部の「決裁書」及び「精算基礎表」に集計された一般社団法人自動車再資源化協力機構及び三井物産メタルズ㈱への支払金額合計を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。

業務課経理担当者への質問により番号不明被災自動車に係る再資源化等処理の収支赤字に対する特定再資源化預託金等の出えんの有無を確かめる。該当が有る場合には、再資源化支援部の「預金通帳」のうち、平成25年1月から平成25年12月までの記帳記録から選定されたサンプルについて「出えん通知書」と照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。

調査結果

平成25年1月から平成25年12月の各月の入金額について、「預金通帳」、「精算基礎表」の再資源化等預託金の払い受け金額合計及び「再資源化等預託金の払渡金額通知書」を照合した結果、金額はすべて一致していた。

平成25年1月から平成25年12月までの委託先からの「請求書」と再資源化支援部の「決裁書」及び「精算基礎表」に集計された一般社団法人自動車再資源化協力機構及

び三井物産メタルズ株式会社への支払金額合計を照合した結果、金額はすべて一致していた。

業務課経理担当者に番号不明被災自動車に係る再資源化等処理の収支赤字に対する特定再資源化預託金等の出えんの有無を質問し、平成25年1月から平成25年12月までの間には発生していないとの説明を受けた。

調査項目

法第106条3号業務（出えん業務及び支払）

調査内容

(2) 出えん業務及び計上・支払状況

調査方法

離島対策支援の出えんに係る離島市町村との業務について、平成25年1月から平成25年12月までにJARCが実施した出えんのうち、四半期毎に申請される「離島対策支援事業・出えん申請書」ファイルから抽出したサンプル12件について、「離島対策支援事業出えん申請書」、「離島対策支援事業出えん決定連絡書（写）」及び「総合振込・給与振込集中処理明細書」を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。

平成25年6月に費用計上された出えん業務運営費の自治体向け理解普及活動費について、「決裁書」、「請求書」、「納品書」及び「振込明細データ<総合振込>」を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。また、「請求書」及び「振込明細データ<総合振込>」に業務課経理担当者の承認印が押印されているかどうか閲覧により確かめる。

平成25年12月に費用計上された出えん業務運営費の出張旅費について、「国内出張伺い（命令）書・仮払請求書」、「出張旅費報告書」及び「振込明細データ<総合振込>」を閲覧し、再資源化支援部長の決裁印が押印されているかどうか閲覧により確かめる。

調査結果

「離島対策支援事業・出えん申請書」ファイルから抽出した12件のサンプルについて、「離島対策支援事業出えん申請書」、「離島対策支援事業出えん決定連絡書（写）」及び「総合振込・給与振込集中処理明細書」を入手し照合を行った結果、すべて金額が一致していた。

平成25年6月に費用計上された出えん業務運営費の自治体向け理解普及活動費について、「決裁書」、「請求書」、「納品書」及び「振込明細データ<総合振込>」を照合し、金額がすべて一致していることを確かめた。また、「請求書」及び「振込明細データ<総合振込>」に業務課経理担当者の承認印が押印されていることを閲覧により確かめた。

平成25年12月に費用計上された出えん業務運営費の出張旅費について、「国内出張伺い（命令）書・仮払請求書」、「出張旅費報告書」及び「振込明細データ<総合振込>」を閲覧し、再資源化支援部長の決裁印が押印されていることを確かめた。

6. 情報管理部の調査

調査内容

(1) 計上・収入状況（資金管理センターとの照合）

調査方法

平成25年2月20日及び平成25年5月10日に決裁された情報システムの改善に係る特定再資源化預託金等の出えん金に係る「決裁書」を閲覧し、理事長の決裁印が押印されているかどうかを確かめる。

上記の「決裁書」と「出えん金の振込先口座について」により資金管理センターが振込入金する預金通帳を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめる。

調査結果

平成25年2月20日及び平成25年5月10日に決裁された情報システムの改善に係る特定再資源化預託金等の出えん金に係る「決裁書」を閲覧し、理事長の決裁代行者である専務理事の決裁印が押印されていることを確かめた。

上記の「決裁書」と「出えん金の振込先口座について」により資金管理センターが振込入金する預金通帳を照合し、金額が一致していることを確かめた。

調査内容

(2) 情報システム改善費用

調査方法

平成25年2月20日及び平成25年5月10日に「決裁書」で決裁された情報システムの改善費用（性能対策及びメンテナンス対応策）について、以下の手続を実施する。

ア 上記の「決裁書」で決裁された情報システムの改善費用について、「請求書」、「システム関連 請求/支払明細」、「入金依頼書A」及び預金通帳を照合し、すべて金額が一致していることを確かめる。

イ 上記の「決裁書」に記載されている情報システムの改善費用を算出する過程で使用されている金額及び按分率と、平成24年11月8日付け「法人間調整会議」議事録に添付された「2013年度システム関連案分率について」及び平成23年11月2日付け「法人間調整会議」議事録に添付された「2012年度システム関連案分率について」に記載されている金額及び按分比率とを照合し、一致しているかどうかを確かめる。

調査結果

平成25年2月20日及び平成25年5月10日に「決裁書」で決裁された情報システムの改善費用（性能対策及びメンテナンス対応策）について、以下の手続を実施した。

ア 上記の「決裁書」で決裁された情報システムの改善費用について、「請求書」、「システム関連 請求/支払明細」、「入金依頼書A」及び預金通帳を照合し、すべて金額が一致していることを確かめた。

イ 上記の「決裁書」に記載されている情報システムの改善費用を算出する過程で使用されている金額及び按分率と、平成24年11月8日付け「法人間調整会議」議事録に添付された「2013年度システム関連案分率について」及び平成23年11月2日付け「法人間調整会議」議事録に添付された「2012年度システム関連案分率について」に記載されている金額及び按分比率とを照合し、一致していることを確かめた。

以上